

1. 令和元年7月からの指定管理者制度導入経緯

将来に渡って質の高い安定した火葬を提供できるよう、慢性化している人員不足を解消し、民間による効果的効率的な経営によって安定した斎場運営を行うことを目的とし、公募型プロポーザル（4社参加）により、令和元年7月～令和6年3月の4年9ヶ月間、(株)大林ファシリティーズにより、指定管理を行っている。

2. 指定管理者制度導入に係る総括及び令和6年度以降の斎場運営について

指定管理者制度による斎場運営経費については、年1,000万円程度の歳出削減効果を継続している（H30年度直営当時ベース経費との比較）。

また、年々増加傾向にある火葬件数（人体市内・市外火葬件数＝H30：1,584件 R4：2,045件、年100件程度の増）にも適切に対応できており、特段市民サービスの低下は見受けられない。

さらに、コロナ禍での緊急対応時（通常の火葬分（上限7体/1日）に加え18時以降に火葬を実施）にも柔軟に対応できている。

【参考】斎場使用状況等

令和4年度斎場使用料収入額 28,591,300円(令和3年度 27,663,100円)

斎場使用状況

(件数)

種別及び使用料	H30	R1	R2	R3	R4
人体（市内）	1,407	1,522	1,561	1,661	1,806
人体（市外）	177	201	205	244	239
胞衣汚物（市内）	291	232	150	113	131
胞衣汚物（市外）	221	195	92	71	45
和室（市内・市外）	12	11	0	0	0 ※2
式場（市内のみ）	15	11	0	0	2 ※2
動物（有料）	812	716	802	707	624
動物（無料） ※1	610	588	680	630	576

※1 管理者不明の死獣

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から施設の貸出しを中止したため

3. 選定評価基準の見直し

安定した火葬業務を提供でき、また価格点への反映を強化するため配点基準を見直す。

前回指定管理者選定時、約3,000万円の価格差があるにも関わらず、旧評価基準により、逆転現象が起きていた。

(旧評価基準)

評価項目	割合 (%)	配点	H30	
			大林	イーゼス
基本方針	18%	90	62.8	60.2
人材	14%	70	51.4	47.6
運営	28%	140	101	109.4
管理等	20%	100	77.8	71.2
費用	10%	50	41.6	35.8
価格	10%	50	44	50
評価点(合計)	100%	500	378.6	374.2
順位			1	2

(新評価基準)

評価項目	割合 (%)	配点	R5	
			大林	イーゼス
基本方針	5%	25	17.4	16.7
人材	15%	75	55.1	51.0
運営・管理	50%	125	90.2	97.7
		125	97.3	89.0
財務状況	10%	50	41.6	35.8
価格	20%	100	88.0	100.0
評価点(合計)	100%	500	389.5	390.2
順位			2	1

阪神各市の斎場指定管理者選定にかかる価格点の割合

	価格点割合	価格点	総合点
尼崎市	20.0%	20	100
西宮市	25.0%	75	300
芦屋市	15.0%	150	1,000
伊丹市	16.7%	120	720
三田市	15.0%	60	400
5市平均	18.3%		
宝塚市		直営	

【参考】選定評価基準の詳細

(選定評価表の新旧対照表)

旧			新		
選定基準	評価項目	配点	選定基準	評価項目	配点
基本方針 (90点)	・志望動機	5	基本方針 (25点)	・志望動機	3
	・基本方針	10		・基本方針	3
	・法令遵守	15		・法令遵守	3
	・責任体制	15		・責任体制	5
	・サービス向上	15		・サービス向上	5
	・個人情報保護	15		・個人情報保護	3
	・年度事業評価と業務改善	15		・年度事業評価と業務改善	3
小計		90	小計		25
人材 (70点)	・人材確保	15	人材 (75点)	・人材確保	20
	・人材育成及び研修	15		・人材育成及び研修	10
	・従業者数	10		・従業者数	15
	・勤務体制	15		・勤務体制	20
	・福利厚生及び健康管理	15		・福利厚生及び健康管理	10
小計		70	小計		75
運営 (140点)	・実効性及び実現可能性	20	運営・管理 (250点)	・実効性及び実現可能性	20
	・公平性及び中立性	20		・公平性及び中立性	10
	・施設特有の配慮	20		・施設特有の配慮	15
	・施設利便性の向上	20		・施設利便性の向上	15
	・利用者ニーズの把握と反映	15		・利用者ニーズの把握と反映	15
	・苦情対応	15		・苦情対応	15
	・葬祭業者との連携	15		・葬祭業者との連携	15
	・残骨灰の取り扱い	15		・残骨灰の取り扱い	20
	小計			140	小計
管理 (100点)	・事故防止、防犯、防災	15	財務状況 (50点)	・事故防止、防犯、防災	25
	・事故、災害、緊急時対応	20		・事故、災害、緊急時対応	25
	・衛生管理	15		・衛生管理	15
	・施設維持管理	15		・施設維持管理	15
	・火葬炉運転	15		・火葬炉運転	25
	・その他施設維持管理	10		・その他施設維持管理	10
	・環境への配慮	10		・環境への配慮	10
小計		100	小計		50
費用 (50点)	・財政基盤	20	価格点 (100点)	100点×最低提案額/提案額	100
	・各費目金額設定	15		小計	50
	・経費節減	15		合計	500
小計		50	合計		500
合計		500	合計		500

4. 残骨灰処理業務で発生する有価物(貴金属)の扱いの見える化等について

プロポーザル提案書の中で、その処分経費等の金額の見える化を行う。

残骨灰の処理方法について	
(1) 残骨灰の処理方法	仕様書に基づき評価(10点)
(2) 残骨灰の処理費用について	算出金額により評価(10点) (有価物を売却する場合はその金額及び用途、また再委託先が売却する場合も含む。)
純処分費用	
売却見込み額	
売却益の用途	
《記載例》	
純処分費用	・・・250万円(年3回実施) 再委託予定
売却見込み額	・・・500万円(年)
本様式に記載の(2)残骨灰の処理費用については提案金額より除外したうえで価格点の評価を行います。	

【(2) 残骨灰の処理費用の具体的採点方法 (案)】

売却見込み額 - 処理経費 (仕様書に基づく処理を前提) で算出される金額 を機械的 (単年度平均) に採点する (10点満点)

【採点基準】

の金額が	20万円未満	0点
20万円以上～	40万円未満	1点
40万円以上～	60万円未満	2点
60万円以上～	80万円未満	3点
80万円以上～	100万円未満	4点
100万円以上～	120万円未満	5点
120万円以上～	140万円未満	6点
140万円以上～	160万円未満	7点
160万円以上～	180万円未満	8点
180万円以上～	200万円未満	9点
200万円以上～		10点

(例)

A社 (単年度平均)

純処分費用50万円、 売却見込み額150万円、 100万円
5点

B社 (単年度平均)

純処分費用150万円、 売却見込み額200万円、 50万円
2点

売却見込み額 については、最低価格として市に返還 (後に締結する協定書において、市に返却するか委託料と相殺するかを協議し決定) させる。

純処分費用 については、価格の評価点からは控除するが、提案上限額には算入する。